

1. 職員の任免に関する状況

(1) 職員採用・退職の状況 (令和4年4月2日～令和5年4月1日)

R4.4.1職員数	退職者数	採用者数	R5.4.1職員数
483人(12人)	31人(1人)	19人(3人)	471人(14人)

- (注) 1. 退職者数、採用者数には、再任用常時勤務職員、任期付職員、総務省、国土交通省及び京都府教育委員会の割愛人事による者を含みます。
 2. ()内は、フルタイム会計年度任用職員についての外書きです【以下同じ】。
 3. 会計年度任用職員の退職者数には、フルタイムからパートタイムへの任用変更を含みます。

(2) 職員採用試験の状況

○定期採用試験【前期試験日程】 (令和5年4月1日採用)

職種	申込者数	受験者数			合格者数			競争率(A/B)	(参考)採用者数
		男	女	計(A)	男	女	計(B)		
事務職	83人	38人	41人	79人	0人	3人	3人	26.3倍	2人
事務職(障がい者対象)	4人	4人	0人	4人	0人	0人	0人	—	0人
土木技師	4人	3人	1人	4人	0人	0人	0人	—	0人
建築技師	2人	2人	0人	2人	1人	0人	1人	2.0倍	1人
計	93人	47人	42人	89人	1人	3人	4人	22.3倍	3人

○定期採用試験【後期試験日程】 (令和5年4月1日採用)

職種	申込者数	受験者数			合格者数			競争率(A/B)	(参考)採用者数
		男	女	計(A)	男	女	計(B)		
事務職	87人	41人	18人	59人	1人	2人	3人	19.7倍	3人
事務職(障がい者対象)	9人	4人	2人	6人	0人	0人	0人	—	0人
保育士・幼稚園教諭	26人	0人	18人	18人	0人	1人	1人	18.0倍	1人
計	122人	45人	38人	83人	1人	3人	4人	20.8倍	4人

○定期採用試験【追加実施】 (令和5年4月1日採用)

職種	申込者数	受験者数			合格者数			競争率(A/B)	(参考)採用者数
		男	女	計(A)	男	女	計(B)		
文化財技師	9人	4人	4人	8人	0人	1人	1人	8.0倍	1人
計	9人	4人	4人	8人	0人	1人	1人	8.0倍	1人

(3) 事由別退職者数 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

定年退職	早期退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	再任用満了	計
17人	5人	5人	1人	0人	0人	0人	28人

(4) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和4年		
一般行政	議会	4	4	0	
	総務	80	83	△3	事務効率化による減
	税務	28	28	0	
	民生	163(9)	165(8)	△2(1)	再任用短時間勤務職員の配置による減
	衛生	11	11	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	10	11	△1	事務効率化による減
	商工	6	5	1	体制強化に伴う増
	土木	49	51	△2	事務効率化による減
	小計	351(9)	358(8)	△7(1)	
特別行政	教育	60(5)	62(4)	△2(1)	会計年度任用職員の配置による減、事務効率化による減
	小計	60(5)	62(4)	△2(1)	
公営企業等 会 計	水道	22	22	0	
	下水道	9	11	△2	事務効率化による減
	その他	29	30	△1	事務効率化による減
	小計	60	63	△3	
合 計		471(14)	483(12)	△12(2)	
		[575]	[575]	[0]	

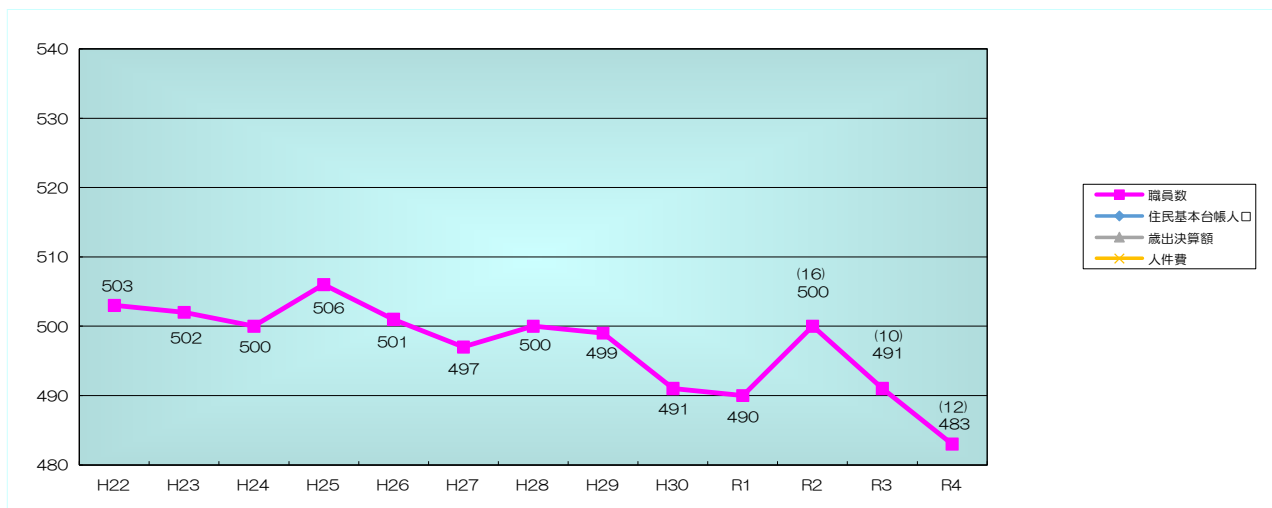
- (注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数(再任用常時勤務職員含む)です。
 2. []内は、条例定数の合計です。

(5) 職種別職員数の状況 (各年4月1日現在)

(単位:人)

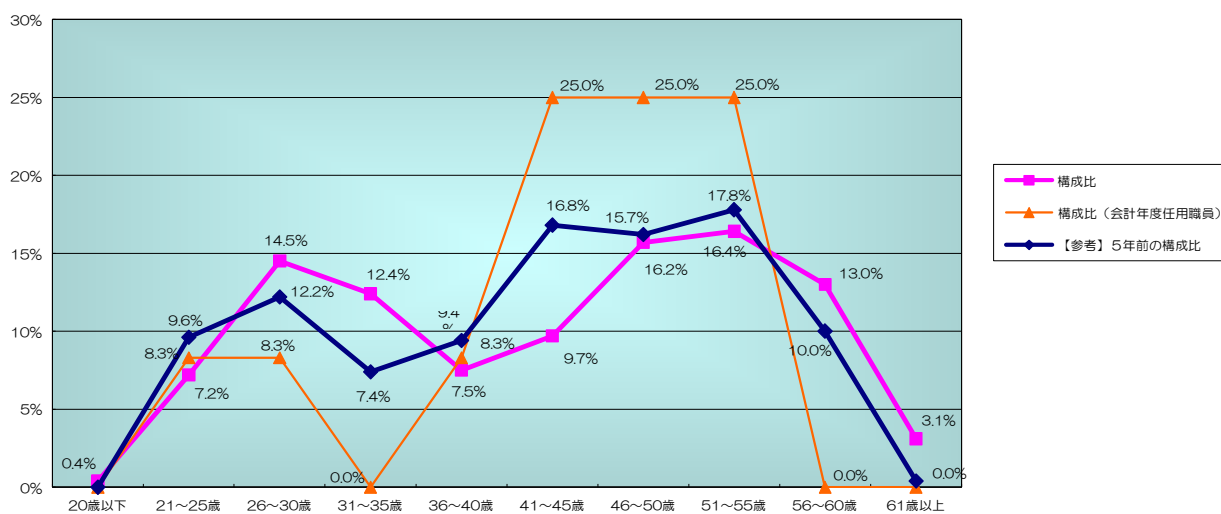
	一般行政職	税務職	薬剤師・ 医療技術職 (栄養士)	看護・ 保健職 (保健師)	福祉職 (保育士)	企業職	技能労務職	教育公務員	計
令和5年	302	28	2	19	71 (9)	31	1	17 (5)	471 (14)
令和4年	318	28	2	21	72 (8)	22	1	19 (4)	483 (12)
対前年増減数	△ 16	0	0	△ 2	△ 1 (1)	9	0	△ 2 (1)	△ 12 (2)

(6) 職員数の推移 (各年4月1日現在) (単位:人)



(7) 年齢別職員構成の状況

(令和5年4月1日現在)



(単位:人)

区分	20歳以下	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61歳以上	計	
職員数	男	0 (0)	6 (0)	17 (0)	25 (0)	23 (0)	22 (0)	37 (0)	50 (0)	36 (0)	18 (0)	234 (0)
	女	2 (0)	21 (0)	53 (1)	32 (0)	23 (1)	18 (1)	32 (8)	31 (1)	22 (2)	3 (0)	237 (14)
	計	2 (0)	27 (0)	70 (1)	57 (0)	46 (1)	40 (1)	69 (8)	81 (1)	58 (2)	21 (0)	471 (14)

(8) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

本市の職員の定員管理におきましては、第1次「木津川市定員適正化計画」において、平成21年度からの5年間で、類似団体別職員数の1割減を目標とする計画を策定し、適切な定員管理に取り組んできました。

平成26年度には、第2次「木津川市定員適正化計画」を策定し、計画当初の職員数を維持していくことに取り組み、目標年度の平成30年度では、計画値を9名下回るという結果になりました。

令和元年度からは、第3次「木津川市定員適正化計画」を策定し、最小の経費で最大の行政効果が発揮できるよう効率的な行政運営や民間活力の活用等に取り組み、計画期間の5年間に総職員数41名の削減を目標とします。

ア. 定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成31年4月1日	令和5年4月1日	41名 減員

イ. 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

部 門	区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成31年～
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	令和5年 計
普通 会計	一般行政	職員数	360	353	348	345	336	△ 24
		増減		△ 7	△ 5	△ 3	△ 9	
	教 育	職員数	64	69	66	62	60	△ 4
		増減		5	△ 3	△ 4	△ 2	
	小 計	職員数	424	422	414	407	396	△ 28
		増減		△ 2	△ 8	△ 7	△ 11	
公営企業等会計	職員数	66	63	64	63	60	△ 6	
	増減		△ 3	1	△ 1	△ 3		
合 計	職員数	490	485	478	470	456	△ 34	
	増減		△ 5	△ 7	△ 8	△ 14		

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数（教育長除く。任期付職員及び再任用常時勤務職員を含み、他団体等への派遣職員を除く。）です。

2. 増減は各年については対前年比の職員増減数を、計の欄については、計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

2. 職員の人事評価の状況

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を把握して行われるものであり、人事評価による職員の人材育成及び能力開発と、人事評価結果を適正な人事配置や給与等へ反映させることを目的としています。

本市においては、平成26年度から人材育成を目的として人事評価を導入していましたが、平成28年度の地方公務員法の改正に合わせて見直しを行い、平成29年度から新たな人事評価制度を実施しています。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (R5.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) R3年度の 人件費率
令和4年度	80,026 人	33,920,531千円	1,831,657千円	5,101,864千円	15.0 %	15.0 %

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)令和4年 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	389 人 (14 人)	1,557,369千円 (35,722 千円)	371,682千円 (3,634 千円)	648,222千円 (6,259 千円)	2,577,273千円 (45,615 千円)	6,625千円 (3,258 千円)	6,834 千円 (3,940 千円)

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。

2. 給与費は当初予算に計上された額であり、給与改定分は含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.2 歳	318,000 円	408,973 円
			361,670 円
技能労務職	59.3 歳	365,200 円	387,100 円
			387,100 円
税務職	40.4 歳	300,200 円	443,347 円
			336,727 円
薬剤師・医療技術職 (栄養士)	47.6 歳	336,900 円	359,100 円
			357,100 円
看護・保健職 (保健師)	38.1 歳	280,900 円	345,013 円
			307,113 円
福祉職 (保育士)	40.9 歳 (47.0 歳)	300,200 円 (215,022 円)	351,934 円 (239,465 円)
			325,675 円
企業職	47.6 歳	339,900 円	404,505 円
			384,714 円
教育公務員	44.0 歳 (46.8 歳)	318,900 円 (216,000 円)	359,350 円 (232,020 円)
			354,725 円
全職種	43.4 歳 (40.6 歳)	314,300 円 (215,371 円)	398,537 円 (236,805 円)
			354,005 円

- (注) 1. 平均給料月額とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2. 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。なお、下段の数値は、国家公務員の平均給与月額が、時間外勤務手当等を含めずに公表されているため、比較用に再計算した額です。
 3. 国家公務員の数値は、令和4年国家公務員給与等実態調査によるもので、人事院から公式発表された数値のみ記載しています。

【参考】国家公務員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和4年国家公務員給与等実態調査)

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.7 歳	323,711 円	405,049 円
技能労務職	51.1 歳	286,570 円	328,416 円
税務職	42.3 歳	353,566 円	429,738 円
薬剤師・医療技術職 (栄養士)	46.5 歳	312,940 円	357,805 円
看護・保健職 (保健師)	47.7 歳	319,817 円	358,479 円
福祉職 (保育士)	44.0 歳	338,582 円	388,577 円
全職種	42.5 歳	334,711 円	413,064 円

(4) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		木津川市	京都府	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	194,200 円	185,200 円
	高校卒	164,100 円	160,900 円	154,600 円
主任保育士・幼稚園教諭 (会計年度任用職員)		(210,800 円)	(- 円)	(- 円)

(5) ラスパイレス指数の状況 (各年度4月1日現在)

年度	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年
木津川市	97.7	97.5	96.5	96.1	95.9
全地方公共団体平均	98.9	99.0	99.1	99.1	99.2
全国市平均	98.7	98.8	98.9	98.9	99.1
全国町村平均	96.3	96.3	96.4	96.3	96.4

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	282,138 円	318,550 円	354,800 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
主任保育士・幼稚園教諭 (会計年度任用職員)		(- 円)	(- 円)	(- 円)

- (注) 1. 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。
 2. 採用前に民間企業などの経歴がある場合は、その期間が前歴換算され採用後の年数に加えられます。
 3. 該当者がいない欄は「-」としています。

(7) 級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容		主事	主事	主任	課長補佐 係長	課長 主幹	次長	部長	
令和4年	職員数	14 人	71 人	157 人	138 人	69 人	4 人	18 人	471 人
	構成比	3.0 %	15.1 %	33.3 %	29.2 %	14.6 %	0.8 %	3.8 %	100.0 %

(8) 職員手当等の状況

ア. 期末・勤勉手当 (令和5年4月1日現在)

木津川市			国		
1人当たり平均支給額 (令和4年度決算) 1,574 千円 (508 千円)			-		
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (2.40月分) 勤勉手当 2.00月分			(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~15% ・ 管理職加算 10%~14%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%		

- (注) 1. 1人当たり平均支給額は、6月期及び12月期の支給合計額の平均額です。
 2. () 内は会計年度任用職員についての支給率で、期末手当のみ支給されます。

イ. 退職手当 (令和5年4月1日現在)

区分	木津川市		国	
	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)		定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	
	退職手当の調整額 (退職前60月の在職期間の在級区分により調整額を加算)		退職手当の調整額 (退職前60月の在職期間の在級区分により調整額を加算)	
1人あたり平均支給額	3,918千円	20,667千円	-	-

- (注) 1. 本市の退職手当は、京都府市町村職員退職手当組合の規定によります。
 2. 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ. 地域手当

支給実績 (令和4年度決算)		113,132 千円 (2,066 千円)	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		231 千円 (148 千円)	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市全域	6%	483人	6%
京都市・大津市	10%	3人	10%
特別区	20%	3人	20%

エ. 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

区 分		全 職 種	
支給実績 (令和4年度決算)		289 千円 (1 千円)	
支給職員1人当たり平均支給年 (令和4年度決算)		8 千円 (1 千円)	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)		7.3 %	
手当の種類 (手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	まち美化推進課職員 健康推進課職員	感染症が発生し又は発生するおそれがある場合において、感染症患者等の救護、感染症菌の付着の危険がある物件の処理作業、感染症菌を有する家畜等に対する防疫作業処理作業に従事した場合	1回 500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱作業従事手当	くらしサポート課職員	行旅病人の病院への収容作業に従事した場合及び行旅死亡人の収容埋葬又は身元判明時において身元引受人に遺体を引渡す作業に従事した場合	行旅病人 1回 1,000円 行旅死亡人 1体 5,000円
犬猫の死体処理取扱作業従事手当	全職員	犬猫の死体処理作業に従事した場合	1匹 500円 ※箱詰め状態のものは、 1匹 200円

オ. 時間外勤務手当及び休日勤務手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	年度	支給実績	職員1人あたり平均支給年額	内容及び支給割合
時間外勤務手当	令和4年度決算	165,126 千円 (504 千円)	451 千円 (36 千円)	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 勤務日 週休日 60時間超※ 下記以外 125/100 135/100 150/100 22:00~5:00 150/100 160/100 175/100 ※月60時間を超える場合は支給割合を引き上げ
	令和3年度決算	208,299 千円 (467 千円)	541 千円 (42 千円)	
休日勤務手当	令和4年度決算	1,535 千円 (0 千円)	16 千円 (0 千円)	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給 下記以外 時間単価×1.35倍 22:00~5:00 時間単価×1.60倍
	令和3年度決算	1,629 千円 (0 千円)	19 千円 (0 千円)	

(注) 職員1人当たり平均支給年額の算出にあたっては、支給対象とならない管理職員は除外しています。

カ. その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の同制度	会計年度任用職員への支給	支給実績	
					(令和4年度決算)	
支給職員1人当たり平均支給年額						
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○扶養親族(配偶者を除く) 1人につき 子 10,000円 子以外 6,500円 ○満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同	—	無	46,212千円	241千円
住居手当	○借家・借間居住者 家賃の額が月額16,000円を超える場合 家賃の額に応じ月額1,000円~28,000円	同	—	無	25,143千円	276千円
通勤手当	○自動車及び自転車等利用する職員 2km未満 月額 0円 2km以上 5km未満 月額 2,000円 5km以上10km未満 月額 4,200円 10km以上15km未満 月額 7,100円 15km以上20km未満 月額10,000円 20km以上25km未満 月額12,900円 25km以上30km未満 月額15,800円 30km以上35km未満 月額18,700円 35km以上40km未満 月額21,600円 40km以上45km未満 月額24,400円 45km以上50km未満 月額26,200円 50km以上55km未満 月額28,000円 55km以上60km未満 月額29,800円 60km以上 月額31,600円 ○交通機関を利用する職員 6か月定期券等の額を一括支給 (月額換算55,000円を限度)	同	—	有	27,937千円 (842千円)	66千円 (70千円)
単身赴任手当	○単身で赴任する職員に対して支給 月額30,000円 ※ 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離により8,000円~70,000円加算	同	—	無	0千円	0千円
管理職手当	○課長級以上の管理職員に対して支給 給料×支給割合=支給額 部長級 14% 次長級 13% 課長級 11% 主幹級 10%	異	給料月額の特 別調整額とし て、役職に応 じて46,300円 ~ 130,300円 を加算	無	50,833千円	530千円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき 4,400円 ※ 1回の勤務時間が5時間未満の場合は半額	同	—	無	0千円	0千円

(9) 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	給料月額	地域手当を含めた給料月額(うち地域手当の額)	
		地域手当	給料月額
地域給 手料 当	市長	880,000円	932,800円 (52,800円)
	副市長	730,000円	773,800円 (43,800円)
	水道事業管理者	660,000円	699,600円 (39,600円)
	教育長	660,000円	699,600円 (39,600円)
報 酬	議長	470,000円	—
	副議長	380,000円	—
	議員	350,000円	—

区分		給 料 月 額		地域手当を含めた給料月額（うち地域手当の額）
期末手当	市長	(令和4年度支給割合)	6月期 1.625月分	12月期 1.675月分
	副市長	(期末手当計算式)		
	水道事業管理者	市長等 ((給料+地域手当)+(給料×0.2)+役職加算額((給料+地域手当)×0.15))×支給割合		
	教育長			
	議長	(令和4年度支給割合)	6月期 1.625月分	12月期 1.675月分
	副議長	(期末手当計算式)		
	議員	(報酬+役職加算額(報酬×0.15))×支給割合		
通勤手当	市長	※ 一般の職員の例に準じる。		
	副市長			
	水道事業管理者			
	教育長			
退職手当	市長	(算定方式)	(支給時期)	(任期満了時退職手当額)
		給料月額×5.30倍×在職年数	任期毎	18,656千円
	副市長	〃 3.15倍 〃	〃	9,198千円
	水道事業管理者	〃 2.70倍 〃	〃	7,128千円
教育長	〃 2.70倍 〃	〃	5,346千円	

- (注) 1. 期末手当の支給割合は、本年の人事院勧告の改正前の数値となっています。
2. 任期満了時退職手当額は、令和5年4月1日現在の給料月額で算定しています。

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日の振替制度
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	有

(注) 保育園、図書館など不規則な勤務に従事する職員については、勤務時間を過当たり38時間45分となるように勤務の割り振りを行っています。

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たり年間平均時間
37696.6時間	93.8時間

(注) 算出にあたり管理職員は対象から除きます。

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和4年1月1日から令和4年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
18,524日	5,458日	434人	12.1日	33.0%

(参考) 令和3年度における平均取得日数

	木津川市	国	全地方公共団体	民間
平均使用日数	12.1日	15.5日	12.3日	10.3日

(4) 病気休暇の状況（令和5年4月1日現在）

病気休暇の種類	期間	取得件数	総取得日数
公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認められる期間	1件 (0件)	1日 (0日)
結核性疾患	1年を超えない範囲で、その療養に必要と認められる期間	0件 (0件)	0日 (0日)
上記以外の負傷又は疾病	90日を超えない範囲で、その療養に必要と認められる期間（特定疾病については、180日を超えない範囲）	248件 (0件)	1,574日 (0日)

(注) 取得件数及び総取得日数については、令和4年1月1日から令和4年12月31日の期間となります。

(5) 特別休暇等の状況 (令和5年4月1日現在)

休暇の種類	期間	取得実績
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間	0件 (0件)
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、官公署等への出頭	必要と認められる期間	1件 (0件)
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	0件 (0件)
社会貢献活動のための休暇	1年に5日以内でその都度必要と認められる期間	0件 (0件)
結婚休暇	10日以内で必要と認められる期間	9件 (0件)
産前産後休暇	分べんの予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)に当たる日から、分べんの日後8週間目に当たる日までの期間の中で職員が請求した期間	24件 (0件)
育児休暇	生後1年未満の子を養育する場合、1日2回、1回30分	0件 (0件)
生理休暇	連続する3日を超えない範囲内で必要と認められる期間	35件 (0件)
配偶者の出産休暇	2日以内で必要と認められる期間	6件 (0件)
配偶者の出産に伴う子の養育休暇	配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内で必要と認められる期間	8件 (0件)
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の負傷・疾病に係る看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	122件 (0件)
短期介護休暇	要介護者の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	261件 (0件)
忌引休暇	死亡した者の続柄に応じて1日から10日の範囲内で必要と認められる期間	67件 (1件)
法要休暇	父母の追悼のための特別な行事(死亡後15年以内に行われるものに限る)のため勤務しないことが相当と認められる場合 1日	4件 (0件)
夏季休暇	7月から9月までの期間で、原則連続する3日の範囲の期間	※平均使用日数 2.7日 (3.0日)
子の授業参観休暇	必要と認められる期間(義務教育に限る)	41件 (0件)
子の入学式、卒業式休暇	半日の範囲内で必要と認められる期間(義務教育に限る)	38件 (0件)
感染症の予防等による交通遮断又は隔離による場合	必要と認められる期間	1,148件 (37件)
職員の現住居が災害により滅失、損壊しその復旧作業にあたる場合	7日の範囲内の期間	0件 (0件)
災害又は交通機関の事故等による場合	必要と認められる期間	57件 (0件)

(注) 取得状況については、令和4年1月1日から令和4年12月31日の期間となります。

(6) 介護休暇の状況 (令和4年4月1日から令和5年3月31日)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)						
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫
男性職員	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
女性職員	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
計	2人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人

区分	介護休暇承認期間						計
	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え	
男性職員	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
女性職員	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
計	1人	0人	1人	0人	0人	0人	2人

(注) 介護休暇取得者数は、令和4年度中に取得を開始した職員数です。

5. 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の状況 (令和4年4月1日から令和5年3月31日)

区分	前年度からの継続職員		令和4年度中に取得可能となった職員				令和3年度 国家公務員 育児休業 取得率
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	育児休業 取得率	部分休業 取得者数	
男性	2人	0人	5人	2人	40.0%	0人	62.8%
女性	13人	5人	13人	13人	100.0%	5人	105.2%
計	15人	5人	18人	15人	83.3%	5人	

○育児休業承認期間

区分	育児休業承認期間						計
	6月以下	6月を超え 1年以下	1年を超え 1年6月以下	1年6月を超え 2年以下	2年を超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	2人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
女性職員	1人	4人	2人	2人	1人	3人	13人
計	3人	4人	2人	2人	1人	3人	15人

○部分休業承認期間

区分	部分休業承認期間						計
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	3年を超え 4年以下	4年を超え 5年以下	5年超え	
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	1人	0人	1人	0人	3人	0人	5人
計	1人	0人	1人	0人	3人	0人	5人

(注) 育児休業承認期間及び部分休業承認期間については、令和4年度中に新たに育児休業及び部分休業の取得を開始した職員数です。

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分 (令和4年4月1日から令和5年3月31日の延べ件数)

区 分	免職	降任	休職			降給	失職	計
			起訴休職	病気休職	内精神疾患			
勤務実績が良くない場合 (地公法28 I ①)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
心身の故障の場合 (地公法28 I ②、28 II ①)	1 件	0 件	0 件	22 件	17 件	0 件	0 件	23 件
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法28 I ③)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合 (地公法28 I ④)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
刑事事件に関し起訴された場合 (地公法28 II ②)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
条例で定めた事由による場合 (地公法28 III)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
地公法第16条の欠格条項に該当する に至った場合 (地公法28 IV)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	1 件	0 件	0 件	22 件	17 件	0 件	0 件	23 件

(注) 分限処分とは、職員の非違責任を追求する制裁的な処分ではなく、あくまでも公務の能率を維持し、適正な運営を確保するために地方公務員法第28条に基づき行う処分です。主に免職、降任、休職等の処分があります。

(2) 懲戒処分 (令和4年4月1日から令和5年3月31日の延べ件数)

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合 (地公法29 I ①)	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を 怠った場合 (地公法29 I ②)	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合 (地公法29 I ③)	0件	0件	0件	0件	0件
計	0件	0件	0件	0件	0件

(注) 懲戒処分とは、職員の服務上の義務違反に対して、任命権者が、公務員関係の秩序を維持するために、地方公務員法第29条に基づき行う制裁的処分で、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

7. 職員の服務の状況

(1) 服務の根本基準

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容
職務命令等に従う義務 (地公法32)	職員は、その職務遂行に当たり法令等に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません
信用失墜行為の禁止 (地公法33)	職員は、その職の信用を傷つけまたは職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません
守秘義務 (地公法34)	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません
職務専念義務 (地公法35)	職員は、法令上特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません
政治的行為の制限 (地公法36)	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与するなどの政治的行為をしてはなりません
争議行為等の禁止 (地公法37)	職員は、争議行為等が禁止されています
営利企業等の従事制限 (地公法38)	職員は許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません

(2) 職務に専念する義務の免除の状況 (令和4年1月1日から令和4年12月31日)

区 分	件 数
研修を受ける場合	0 件 (0 件)
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0 件 (0 件)
特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件 (0 件)
職務に関連ある他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件 (0 件)
災害救助法、消防組織法、又は水防法により出動し、又は訓練に参加する場合	6 件 (0 件)
行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合	0 件 (0 件)
職務遂行に直接関係のある資格免許を取得するための試験を受験する場合	0 件 (0 件)
国、他の地方公共団体又は他の公益団体が定める場合主催する講演会等の講師の場合	0 件 (0 件)
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	0 件 (0 件)
地方公務員法第49条の2の規定による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をし、及びその審理に出頭する場合	0 件 (0 件)
地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合	0 件 (0 件)

区 分	件 数
地方公務員法第55条第11項の規定による不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0 件 (0 件)
医師の診断に基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合	0 件 (0 件)
結核性疾患及び有害な業務に起因する疾患に対する措置として勤務の軽減措置が必要と認められる場合	0 件 (0 件)
京都市府市町村職員共済組合が実施する制度を利用して人間ドックを受診する場合	146 件 (1 件)
妊娠中の職員が、母子保健法第10条に規定する医師の保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	0 件 (0 件)
妊娠中の職員が、医師又は助産師の指導により休養又は補食の必要があるとされた場合	0 件 (0 件)
妊娠中及び出産後1年を経過しない職員が、医師又は助産師の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合	0 件 (0 件)
財団法人京都市府市町村職員厚生会の運営委員会等の会議に出席する場合	2 件 (0 件)
大学の通信教育による面接授業を受講する場合	0 件 (0 件)
運転免許証を有する職員がその免許証の更新を行う場合	40 件 (1 件)

(3) 職員の営利企業等従事許可の状況 (令和4年4月1日から令和5年3月31日)

区 分	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0 件 (0 件)
自ら営利を目的とする場合	0 件 (0 件)
報酬を得て事業又は事務に従事する場合 (統計調査等)	19 件 (0 件)

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、木津川市職員の退職管理に関する規則、再就職者による依頼等の届出に関する規則を定め、再就職者（離職後に営利企業等の地位に就いている元職員）による現職職員への働きかけ（職務上の行為をするように（又はしないように）要求又は依頼すること）が規制されています。

現職職員が働きかけを受けた場合、公平委員会に届け出ることとしており、適正な退職管理に努めています。

9. 職員の研修の状況

(1) 職員研修の種類 (令和5年4月1日現在)

職員の能力を開発し、公務能率を向上させ、よりよい市民サービスを提供するため、木津川市職員服務規程および木津川市職員の研修に関する規程に基づき、さまざまな研修を行っています。

- 新規採用者研修
新規採用者を対象に市政の概要、職員の服務などの基礎的知識について研修
- 一般職員研修
市政に関する一般的知識、公務員倫理などの基礎的知識について研修
- 監督者研修
係長・課長補佐級以上の職員を対象に監督者としての必要な知識について研修
- 管理職研修
管理職員を対象に市政の方針に関すること及び管理職としての必要な知識について研修
- 実務研修
職務を遂行するうえで必要となる専門的知識などについて研修
- 特別研修
広く一般教養としての知識などについて研修
- 派遣研修
必要に応じて、実務研修のため国又は他の地方公共団体に職員を派遣
- 職場研修
職場ごとに管理職及び監督者が、その職務に必要な知識などの向上のため常時行う研修

(2) 職員研修の実施状況 (令和4年4月1日から令和5年3月31日)

研修区分	研修名	実施機関	回数	日数	参加者数
新規採用者研修	新規採用職員研修(地方自治法・地方公務員法)	京都市市町村振興協会	1回	1日	12人
	新規採用職員基礎研修	京都市市町村振興協会	1回	2日	11人
	新規採用職員研修(採用時)	木津川市	1回	5日	12人
	新規採用職員研修(危機管理研修)	木津川市	1回	2日	17人
	新規採用職員研修(部長講義)	木津川市	1回	1日	11人
一般職員研修	初任者研修	木津川市	3回	3日	62人
	若手職員研修	京都市市町村振興協会	3回	3日	36人
	中堅職員研修	京都市市町村振興協会	4回	5日	13人
	女性職員のためのキャリアデザイン	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
監督者研修	新任係長研修(eラーニング)	京都市市町村振興協会	1回	2日	3人
	新任課長補佐研修(eラーニング)	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
管理職研修	課長研修	京都市市町村振興協会	2回	2日	3人
実務研修	自治体におけるSNSの活用	全国市町村国際文化研修所	1回	3日	1人
	固定資産税課税事務(家屋)	全国市町村国際文化研修所	1回	5日	1人
	住民との協働によるまちづくり	全国市町村国際文化研修所	1回	5日	1人
	市町村監査委員研修会	京都市市町村振興協会	1回	1日	3人
	行政におけるAI・IoT・IoT	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
	議会運営実務研修会	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人
	手話研修	京都市市町村振興協会	1回	4日	1人
	エクセル研修	京都市市町村振興協会	1回	1日	21人
	木造家屋評価研修会	京都市市町村振興協会	1回	1日	1人

研修区分	研修名	実施機関	回数	日数	参加者数
実務研修	広報の効果的実践	市町村職員中央研修所	1回	9日	1人
	住民税の課税実務	日本経営協会	1回	2日	1人
	わかりやすい住民監査請求の実務	日本経営協会	1回	2日	1人
	社会福祉法人における指導監査の実務	日本経営協会	1回	2日	1人
	統一的な基準による地方公会計の財務書類の作成の基礎実務	日本経営協会	1回	1日	1人
	土木工事技術検査の具体的な進め方	日本経営協会	1回	2日	1人
	基礎から学ぶ地方財政制度	日本経営協会	2回	2日	2人
	地方自治体におけるインボイス制度への対応	日本経営協会	1回	1日	1人
	土地評価実務研修会	資産評価システム研究センター	1回	2日	2人
	社会福祉士短期養成課程スクーリング授業	京都医療福祉専門学校	1回	5日	1人
	統一地方選挙に向けた選挙管理実務講座	選挙制度実務研究会	1回	3日	1人
	実施設計コース 管きよ設計Ⅱ	日本下水道事業団	1回	17日	1人
	ODS研究会 SDGsによる持続可能な地域の発展を考える	SDGsデジタル社会推進機構	1回	1日	1人
	災害復旧実務講習会	全国防災協会	1回	2日	1人
	PPP/PFI研修	国土交通大学校	1回	8日	1人
	墓地管理講習会	全日本墓園協会	1回	3日	1人
	地域活性化センター研修会	地域活性化センター	1回	1日	1人
	改正個人情報保護法	木津川市	2回	2日	442人
	安全運転講習	木津川市	1回	1日	254人
	文書主任研修	木津川市	2回	2日	103人
	コンプライアンス研修	木津川市	2回	3日	499人
	人事評価研修	木津川市	1回	1日	43人
	人権研修	木津川市	6回	5日	416人
	ストレスチェック集団分析結果活用研修	木津川市	1回	1日	26人
	セルフケア研修	木津川市	1回	1日	13人
	普通救命講習	相楽中部消防本部	1回	4日	77人
	特別研修	行財政運営における官民連携の活用と、未来志向のまちづくり	木津川市	1回	1日
合 計			65回	—	2,145人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況

職員の健康管理のため、毎年、健康診断等を実施しています。令和4年度の実施状況は、次のとおりです。

健康診断の種類	対象者	受診者	受診率
定期健康診断	499 人	487 人	97.6 %
巡回健診	313 人	301 人	96.2 %
人間ドック	186 人	186 人	100.0 %
脳ドック	24 人	24 人	100.0 %
特殊検診	91 人	7 人	7.7 %

(2) 公務災害等の状況

公務上又は通勤途上の災害により負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。令和4年度の発生状況は、次のとおりです。

	傷病	死亡
公務災害認定件数	5 件	0 件
通勤災害認定件数	2 件	0 件

(3) 共済制度の状況

共済制度とは、社会保障の一環として、職員やその家族の生活の安定と福祉の向上を図る相互救済の制度です。共済制度の概要は次のとおりで、必要な費用は職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

ア. 機関名：京都市町村職員共済組合

イ. 共済制度概要

○短期給付事業

病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行う。

○長期給付事業

退職・障害・死亡に対して、年金又は一時金の給付を行う。

○福祉事業

健康診断などの健康の保持増進事業、貯金事業、貸付事業などを行う。

(4) 福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定により、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられており、本市では、7市11町村18一部事務組合5関係団体、会員7768人（令和4年度末現在）で構成されている、一般財団法人京都市町村職員厚生会に加入し、福利厚生事業を行なっています。

主な、事業は以下のとおりで、構成団体の職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

ア. 一般財団法人京都市町村職員厚生会の主な事業（令和5年4月1日現在）

○公益事業

健康文化講演会の開催など（スポーツ健康交流大会、丹後半島駅伝大会は新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度実施無）

○福利厚生事業

スポーツ健康交流事業、結婚祝金、子育て祝金、健康回復助成金、人間ドック利用助成金、療養見舞金、死亡弔慰金など

○退職互助事業

医療給付金事業、退職者会の活動など

イ. 掛金・負担金の割合（令和4年度決算）

	掛金	負担金
京都市町村職員厚生会	22,552 千円	11,276 千円
（職員1人あたり）	45 千円	23 千円
（負担割合）	2	1

1 1. 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められています。主な内容は次のとおりです。

- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置を審査・判定し、必要な措置を執ること。
- 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定をすること。
- 職員の苦情を処理すること。

(2) 公平委員会の業務の状況

ア. 勤務条件に関する措置の要求の状況 (令和4年4月1日から令和5年3月31日)

前年度からの継続件数	措置要求件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

イ. 不利益処分に関する不服申立ての状況 (令和4年4月1日から令和5年3月31日)

前年度からの継続件数	不服申立件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	1 件	0 件	1 件

ウ. 苦情の処理の状況 (令和4年4月1日から令和5年3月31日)

前年度からの継続件数	苦情処理件数	終結件数	翌年度への継続件数
0 件	2 件	1 件	1 件